

スジャータ婦人会

釈迦牟尼仏陀が説かれた教えを学び、理解し、実践し、さらに伝道するという尊い目的を様々な形で支援する為に、「スジャータ婦人会」を発足します。仏教教団は比丘・比丘尼・ウパーサカ（在家男性信者）・ウパーシカ（在家女性信者）の四衆で構成されています。仏教の修行・護持・仏道の一切の活動において、女性が担う役割は重要であります。

コミュニティの運営と繁栄のため釈迦牟尼仏陀が説かれた七つのルール^{注1)}に、私たち「スジャータ婦人会」は従います。

- 1 常によく集まりを持ち、よく話し合う。
- 2 和合^{注2)}して集まり、和合して話し合い、和合して結論に達する。
- 3 いったん決めたことは全員が実行する。
- 4 互いに慈しみの念を抱き、互いの人格の成長を喜ぶ。
- 5 善友、長老方、僧侶、年長者を尊重し、話に耳を傾ける。
- 6 テーラワーダ仏教の伝統的なしきたり習慣を守る。
- 7 仏法僧の三宝に礼拝供養し、三宝を拠り所として精進する。

注1) 『大般涅槃経』に説かれるリッチャヴィ王族や比丘サンガのための憲法（不衰退法）に準拠する。

注2) 和合とは、高み（悟り）を各自が目指すことにおいて、互いに助け合って登っていくことを言う。

出家比丘サンガの指導のもとで、「スジャータ婦人会」は活動します。「スジャータ婦人会」は、日本で根本仏教（テーラワーダ仏教）を伝道する為に設立された「（宗教法人）日本テーラワーダ仏教協会」とそれに付属・協力する各精舎、各寺院に協力・支援することを中心として活動します。「スジャータ婦人会」は、一般社会で必要とされる事柄が生じた場合には、力の有る範囲で協力・貢献いたします。

スジャータ婦人会 運営会則

第1条 (名称)

この会は、「スジャータ婦人会 Sujātā Buddhist Sisters」(以下、本会という)と称する。

第2条 (事務局)

本会の事務局は、スジャータ婦人会世話役会内 (e-sewayaku@sujaata.net) におく。

第3条 (目的)

本会は、在家女性仏教徒として自覚を持ち、仏教活動を支えるとともに、仏教伝道に資する活動を行う。

第4条 (活動内容)

本会は前条の目的を達成するために、次のような活動を行う。

- 1) 釈迦牟尼仏陀に教えを学び、実践し、伝道する尊い目的の為に活動を企画・実行する。
- 2) 個人の能力を活かし自由に発想し、仏道を日々の生活の中で実践して社会に活かすような企画を創出し、会員の合意のうえ貫首・住職・長老方のご指導のもと、実施する。
- 3) 貫首・住職・長老方から本会に提案、活動依頼があった場合には、会員で話し合ったうえで行動する。
- 4) 会員ネットワーク「スジャータ」(sujaata@googlegroups.com) をネット上におき、会員相互に自由に提案、相談、情報交換し、個人の活動を会員全体で支援・共有しあうとともに、会員全体のこころの成長と能力向上を図る。

第5条 (会員の資格)

宗教法人日本テラワダ仏教協会所属女性会員。

- 2 前項に限らず、会の趣旨を理解し、ともに活動したいと考えている女性。

第6条 (入会)

入会希望者は、本人がスジャータ婦人会ホームページから入会希望を提出する。

第7条 (会計)

必要に応じて世話役会・会員に相談し、解決を図る。

第8条 (退会)

退会希望者は、本人が世話役会にメールで退会希望を提出する。

2 メーリングリスト管理サービスにて、エラーが発生し連絡が取れなくなった場合は退会扱いとする。

第9条 (情報の管理)

会員は、本人の承諾がないかぎり、第三者に会員個人情報を開示してはならない。

2 会員は、活動するうえで守秘義務を守る。

第10条 (世話役会と世話役)

世話役会は、本会に属し(宗)日本テラワータ仏教協会の会員であるものから選出された6~10名の世話役によって構成される。

2 世話役の任期は1年とし、再任を妨げない。世話役は、会員がローテーションで行うことが望ましい。具体的には意欲のある会員の立候補、他者からの推薦により候補者となる。本会の持続性を考慮して、候補者と現世話役で話し合い、新しい世話役を選出する。また、候補者がいない場合は、現世話役が引き続き任につく。

3 世話役は、代表者として外部との窓口になる。ただし、企画における外部との折衝等は、企画の責任者が行う。

4 世話役は、入退会者の管理、本会全体のとりまとめ、企画の円滑な実施を見守り、必要に応じて支援し、これらに付随する事務処理を行う。

5 世話役は、世話役会に出席して定期的に情報を共有し、本会の活動を可視化し、会全体の問題解決を図り、本会全体の和合を保つよう運営する。

- 6 世話役会は、世話役全員出席によって開催される。ただし、全員の出席が得られない時にも、和合を保つことを前提に臨機応変に対応する。
- 7 世話役は、何らかの事情により継続が難しいとき、世話役を退任することができる。ただし6名以下になる場合は、世話役会は、速やかに世話役を補充する。

第11条 （企画の開始と終了）

企画は、提案者が会員ネットワーク「スジャータ」に企画の提案を行うことから始まる。提案者は適切な検討期間を提示し、その間会員の異議がなければ、計画の合意が取れたものとする。異議があった場合は、協議を重ね修正し、合意が得られるようにする。

- 2 合意がとれた企画は、提案者が世話役会と協力しながら必要に応じて貫首・住職・長老方に報告され、ご指導を仰ぎながら実施される。
- 3 企画は、貫首・住職・長老方、世話役会、会員ネットワーク「スジャータ」に終了報告することで完了する。
- 4 企画進行中に問題が起きた場合は、速やかに世話役会に連絡・相談する。
- 5 貫首・住職・長老方から受けた依頼・提案・要請は、世話役会に届け、会員ネットワーク「スジャータ」でお知らせし企画として立ち上げる。

※ 貫首・住職・長老方に面談・報告する際は、世話役会に知らせ、実施者を含み複数名で行う。ご指導の内容は多くの教えが含まれているため、録音または録画し、世話役会と関係者に共有する。

第12条 （企画の責任者）

企画の責任者は、（宗）日本テラワード仏教協会の会員であり、提案者、もしくは協力者の中から選出された者とする。

- 2 企画の責任者は、必要に応じて世話役会に出席する。
- 3 企画の責任者は、企画完了の時、責任者の任を解く。

第13条 （会員ネットワーク「スジャータ」の活用法：相談、問題提起、情報交換）

相談、問題提起、情報交換などがある会員は、会員ネットワーク「スジャータ」やMittā Cafeに投稿するか、定例茶話会で話し合うもしくはミッタカフェに投稿する。会員はそれらに対して、互いを尊重し、自由に検討し、学びあい、和合につとめ、仏教的な解決を図る。

第14条（顧問）

顧問は、貫首・住職とする。

会の在り方、活動方針、活動内容が仏法に照らしてふさわしいかどうか、必要に応じて顧問に相談する。また、顧問から必要なことがらを適宜伺う。

第15条（会則変更）

本会則の改定は世話役会で審議し、会員ネットワーク「スジャータ」で承認をとる。

附則1

この会則は、仏歴2563年（西暦2019年）5月19日から施行する。

仏歴2564年（西暦2020年）7月26日一部改訂

仏歴2565年（西暦2021年）9月3日一部改訂

仏歴2567年（西暦2024年）3月1日一部改訂

スジャータ婦人会会則新旧対照表

新 (2024 年 3 月 1 日改定分)	旧 (2021 年 9 月 3 日改定分)	備考欄
<p>スジャータ婦人会</p> <p>2 和合^{注2)}して集まり、和合して話し合い、和合して結論に達する。</p> <p><u>注2) 和合とは、高み（悟り）を各自が目指すことにおいて、互いに助け合って登っていくことを言う。</u></p> <p>第4条 （活動内容） 個人の能力を活かし自由に発想し、仏道を日々の生活の中で実践して社会に活かすような企画を創出し、会員の合意のうえ貫首・住職・長老方のご指導のもと、実施する。</p> <p>第5条 （会員の資格） 2 前項に限らず、会の趣旨を理解し、ともに活動したいと考えている<u>女性</u>。</p> <p>第7条 （会計） 必要に応じて<u>世話役会</u>・会員に相談し、解決を図る。</p> <p>第8条 （退会） 退会希望者は、本人が<u>世話役会にメール</u>で退会希望を提出する。</p> <p>2 メーリングリスト管理サービスにて、エラーが発生し</p>	<p>スジャータ婦人会</p> <p>2 和合して集まり、和合して話し合い、和合して結論に達する。</p> <p>第4条 （活動内容） 個人の能力を活かし自由に発想し、仏道を日々の生活の中で実践して社会に活かすような企画を創出し、会員の合意のうえ貫首・住職・長老方のご指導に合わせて、実施する。</p> <p>第5条 （会員の資格） 2 前項に限らず、会の趣旨を理解し、ともに活動したいと考えている者。</p> <p>第7条 （会計・会費） 必要に応じて会員に相談し、解決を図る。</p> <p>第8条 （退会） 退会希望者は、本人がスジャータ婦人会ホームページから退会希望を提出する。</p> <p>2 メーリングリスト管理サービスにて、エラーが発生し</p>	<p>追加</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>追加</p> <p>変更</p>

<p><u>連絡が取れなくなった場合は退会扱いとする。</u></p> <p>第10条 (世話役会と世話役) 世話役会は、本会に属し(宗)日本テラワダ仏教協会の 会員であるものから選出された6~10名の世話役によって構 成される。</p> <p>6 世話役会は、世話役全員出席によって開催される。ただ し、全員の出席が得られない時にも、和合を保つことを前提 に臨機応変に対応する。</p> <p>7 世話役は、何らかの事情により継続が難しいとき、世話 役を退任することができる。ただし6名以下になる場合は、 世話役会は、速やかに<u>世話役を補充する</u>。</p> <p>第11条 企画の開始と終了</p> <p>2 合意がとれた企画は、提案者が世話役会と協力しながら 必要に応じて貫首・住職・長老方に<u>報告され</u>、ご指導を仰ぎ ながら実施される。</p> <p>※ 貫首・住職・長老方に面談・報告する際は、世話役会に <u>知らせ</u>、実施者を含み複数名で行う。ご指導の内容は多くの 教えが含まれているため、録音または録画し、世話役会と関 係者に共有する。</p> <p>第12条 (企画の責任者)</p>	<p>連絡が取れなくなった場合や本人が退会手続きを行った場合 も退会扱いとする。</p> <p>第10条 (世話役会と世話役) 世話役会は、本会に属し(宗)日本テラワダ仏教協会会 員であるものから選出された6~10名の世話役によって構成 される。</p> <p>6 世話役会は、世話役全員出席によって開催される。ただ し、全員の出席が得られない時には、和合を保つことを前提 に臨機応変に対応する。</p> <p>7 世話役は、何らかの事情により継続が難しいとき、世話 役を退任することができる。ただし6名以下になる場合は、 世話役会は、速やかに補充をする。</p> <p>第11条 企画の開始と終了</p> <p>2 合意がとれた企画は、提案者が世話役会と協力しながら 必要に応じて貫首・住職・長老方に報告されご指導を仰ぎな がら、実施される。</p> <p>※ 貫首・住職・長老方に面談・報告する際は、世話役会に お知らせし、実施者を含み複数名で行う。ご指導の内容は多 くの教えが含まれているため、録音または録画し、世話役会 と関係者に共有する。</p> <p>第12条 (企画の責任者)</p>	<p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p>
---	--	-------------------------------

<p>企画の責任者は、<u>(宗)</u>日本テラワード仏教協会の会員であり、提案者、もしくは協力者の中から選出された者とする。</p> <p>3 企画の責任者は、<u>企画完了</u>の時、責任者の任を解く。</p> <p>第13条 (会員ネットワーク「スジャータ」の活用法：相談、問題提起、情報交換)</p> <p>相談、問題提起、情報交換などがある会員は、会員ネットワーク「スジャータ」や Mittā Cafe に投稿するか、定例茶話会で話し合うもしくはミッタカフェに投稿する。会員はそれらに対して、<u>互いを尊重し、自由に検討し、学びあい、和合</u>につとめ、<u>仏教的な解決</u>を図る。</p> <p>附則1</p> <p>この会則は、仏歴 2563 年（西暦 2019 年）5 月 19 日から施行する。</p> <p>仏歴 2564 年（西暦 2020 年）7 月 26 日 一部改訂 仏歴 2565 年（西暦 2021 年）9 月 3 日 一部改訂 仏歴 2567 年（西暦 2024 年）3 月 1 日 一部改訂</p>	<p>企画の責任者は、日本テラワード仏教協会会員であり、提案者、もしくは協力者の中から選出された者とする。</p> <p>3 企画の責任者は、<u>企画完遂</u>の時、責任者の任を解く。</p> <p>第13条 (会員ネットワーク「スジャータ」の活用法：相談、問題提起、情報交換)</p> <p>相談、問題提起、情報交換などがある会員は、会員ネットワーク「スジャータ」や Mittā Cafe に投稿するか、定例茶話会で話し合うもしくはミッタカフェに投稿する。会員はそれらに対して、<u>互いを尊重し、自由に検討し、学びあい、和合</u>^{注2)}につとめ、<u>仏教的な解決</u>を図る。</p> <p>注2) 和合とは、高み（悟り）を各自が目指すことにおいて、互いに助け合って登っていくことを言う</p> <p>附則1</p> <p>この会則は、仏歴 2563 年（西暦 2019 年）5 月 19 日から施行する。</p> <p>仏歴 2564 年（西暦 2020 年）7 月 26 日 一部改訂 仏歴 2565 年（西暦 2021 年）9 月 3 日 一部改訂</p> <p>附則2：活動内容の具体例として考えられるもの ・日本テラワード仏教協会所属の精舎に限らず、他寺院、他団体が行う活動で仏法に則ったものへの協力、奉仕</p>	<p>削除</p> <p>追加</p> <p>削除</p>
--	--	-------------------------------

	<ul style="list-style-type: none">・子育てや家庭の問題などに対する相談室などの仏教的取り組み・子ども向けのイベントの開催などを通じた次世代への仏教教育・高齢者や介護施設などにおける（良い死を迎えるための）支援活動・海外の仏教婦人会との連携、情報交換・女性を中心とした勉強会の開催・日本比丘サンガ設立にむけた支援・道徳教育における仏教からの提言・その他	
--	---	--